平成２７年３月定例会　付議案件一覧（追加）

平成２７年３月１６日現在

報告案件１件
議案案件４件（条例議案）
請　　願１件

◎　以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○　報告案件１件

			ページ
1	報告第２号	専決処分した事件の報告について	※

○　条例議案４件

			ページ
2	議案第５４号	都城市議会議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を廃止する条例の制定について	1
	合併特例法第８条第１項の規定に基づき定められた議会の議員定数をもって行われる選挙に限り適用され、既に役割を終えている本条例について廃止するもの。		
3	議案第５５号	都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	5
	平成27年4月から開始される予定である子ども・子育て支援新制度により、公立保育所の保育料の徴収根拠（児童福祉法第56条第３項）が変更となることに伴い、保育所の保育料等に関する規定を定めるため、所要の改正を行うもの。		
4	議案第５６号	都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例の制定について	15
	平成27年4月から開始される予定である子ども・子育て支援新制度により、公立保育所の保育料の徴収根拠（児童福祉法第56条第３項）が変更となることに伴い、保育・児童館の保育料等に関する規定を定めるため、所要の改正を行うもの。		
5	議案第５７号	都城市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	21
	平成27年4月から開始される予定である子ども・子育て支援新制度により、幼稚園の利用関係（保育料額の変更、入園料の廃止）等が変更となることに伴い、所要の改正を行うもの。		

議案第５４号

都城市議会議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を廃止する条例の制定について

都城市議会議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成 18 年条例第９号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年３月１６日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市議会議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例を廃止する条例

都城市議会議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成18年条例第9号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５５号

都城市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年３月１６日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市保育所条例の一部を改正する条例

都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の一部を次のように改正する。

第１条中「保育に欠ける乳児、幼児又は児童（以下「乳幼児等」という。）を保護し」を「保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な乳児、幼児又は法第39条第２項に規定する児童（以下「乳幼児等」という。）を保育し」に改める。

第３条並びに第４条各号列記以外の部分、第２号及び第３号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第５条を次のように改める。

（保育料）

第５条　保育所に入所する乳幼児等（法第24条第５項又は第６項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。）の支給認定保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。

２　前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

第７条を第12条とする。

第６条各号列記以外の部分中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同条第３号及び第４号中「扶養義務者」を「保護者又は扶養義務者」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の５条を加える。

（特別保育）

第６条　市長は、保育所において特別保育を行うことができる。

２　特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 延長保育　保護者の就労形態等の事情により、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第４条第１項の規定による保育必要量を超えて保育することをいう。

(2) 一時保育　保護者が疾病等により家庭での保育ができない場合において、一時的に保育することをいう。

３　市長は、特別保育を実施したときは、保護者又は扶養義務者から当該特別保育に係る料金（以下「特別保育料」という。）を徴収する。

４　前項の特別保育料の額は、次表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	料金
延長保育	乳幼児等１人当たり１回	200円
一時保育	乳幼児等１人当たり１日	1,500円

（保育料等の納付期限）

第７条　保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、毎月末日（12月にあっては25日）とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

２　保育の実施期間がその対象となる者の入所月又は退所月において１月に満たないとき、又は一時保育を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。

（保育料等の納付期限の延長）

第８条　市長は、保育料等を納付すべき者が特別の事情により、保育料等を納付期限までに納付することが著しく困難であると認めるときは、１年以内の期間に限り当該保育料等の納付期限を延長することができる。

（保育料等の減免）

第９条　市長は、保育料等を納付すべき者が次に掲げる事由により、保育料等を納付することが困難であると認めるときは、保育料等を納付すべき者の申請により、当該保育料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動を生じたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（保育料等の還付）

第１０条　既に納入した保育料等は還付しない。ただし、市長が還付することを適当と認めた場合は、この限りでない。

別表木之川内保育所の項位置の欄中「都城市山田町山田9371番地」を「都城市山田町山田9377番地１」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第５条及び第６条の規定は、平成27年度以後の年度分の保育料等について適用し、平成26年度以前の年度分の保育料等については、なお従前の例による。

議案第55号・第56号・第57号関係資料

都　使　審　第　９　号
平成２７年　１月２９日

都城市長　池田　宜永　様

都城市使用料等審議会
会 長　鶴　田　　勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成２７年１月１６日付け都財第６０６号及び平成２７年１月２７日付け都財第６２３号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

１　都城運動公園庭球場人工芝コートの使用料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表１］とおり制定することが適当である。

２　観音池公園遊具施設セット券の使用料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表２］とおり改定することが適当である。

３　公立保育所における延長保育料及び一時保育料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表３］とおり改定することが適当である。

４　公立幼稚園における預かり保育料の制定
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、［別表４］とおり改定することが適当である。

審議会委員
会　長　鶴　田　　勝
委　員　永　野　修一郎
有　馬　妙　子
倉　吉　悦　子
岩　井　沙弥花

［別表１］

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
人工芝コート（１面当たり）	高校生以下	１時間	200円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	同上	400円	同上

［別表２］

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
セット券	１人	960円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考

１　セット券は、当該券を発行した日に限り、手こぎボート、ゴーカート、観覧車、スライダー、草そり及びリフトをそれぞれ１回利用できる。

［別表３］

特別保育の区分	単　　位	料　金
延長保育	１人当たり１回	200円
一時保育	１人当たり１日	1,500円

［別表４］

区　　分	料　　金
預かり保育	1人当たり1回につき（平日18時まで）　１００円 １人当たり１回につき（第１・３・５土曜日、休業日）　２００円 　ただし、１月の上限額を２，０００円とする。また、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のうち母子・父子世帯・障害者のいる世帯は上限額を１，０００円とする。

議案第５６号

都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市保育・児童館条例（平成 18 年条例第 116 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年３月１６日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市保育・児童館条例の一部を改正する条例

都城市保育・児童館条例（平成18年条例第116号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第４条―第11条）」を「（第４条―第12条）」に、「（第12条―第19条）」を「（第13条―第20条）」に、「（第20条）」を「（第21条）」に改める。

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第３項の規定に基づき、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な乳児、幼児又は法第39条第２項に規定する児童（以下「乳幼児等」という。）を保育し、及び法第40条の目的を達成するため、都城市保育・児童館（以下「保育・児童館」という。）を設置する。

第３条第１号を次のように改める。

(1) 保育を必要とする乳幼児等の保育の実施

第４条第２項を削る。

第６条から第10条までを次のように改める。

（保育料）

第６条　保育・児童館に入所する乳幼児等（法第24条第５項又は第６項の規定による措置に係る乳幼児等を除く。）の支給認定保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。

２　前項の保育料の額は、子ども･子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

（特別保育）

第７条　市長は、保育・児童館において特別保育を行うことができる。

２　特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 延長保育　保護者の就労形態等の事情により、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第４条第１項の規定による保育必要量を超えて保育することをいう。

(2) 一時保育　保護者が疾病等により家庭での保育ができない場合において、一時的に保育することをいう。

３　市長は、特別保育を実施したときは保護者又は扶養義務者から当該特別保育に係る料金（以下「特別保育料」という。）を徴収する。

４　前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	料金
延長保育	乳幼児等１人当たり１回	200円
一時保育	乳幼児等１人当たり１日	1,500円

（保育料等の納期限）

第８条　保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）の納期限は、毎月末日（12月にあっては25日）とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

２　保育の実施期間がその対象となる者の入所月又は退所月において１月に満たない場合又は一時保育を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。

（保育料等の納期限の延長）

第９条　市長は、保育料等を納付すべき者が特別の事情により、保育料等を納期限までに納入することが著しく困難であると認めるときは、１年以内の期間に限り当該保育料の納期限を延長することができる。

（保育料等の減免）

第１０条　市長は、保育料等を納付すべき者が次に掲げる事由により、保育料等を納付することが困難であると認めるときは、保育料等を納付すべき者の申請により、当該保育料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動を生じたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

第20条を第21条とし、第12条から第19条までを１条ずつ繰り下げる。

第11条各号列記以外の部分中「保護者」の次に「若しくは扶養義務者」を加え、同条を第12条とする。

第10条の次に次の１条を加える。

（保育料等の還付）

第１１条　既に納入した保育料等は還付しない。ただし、市長が還付することを適当と認めた場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第６条及び第７条の規定は、平成27年度以後の年度分の保育料等について適用し、平成26年度以前の年度分の保育料等については、なお従前の例による。

議案第５７号

都城市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市立幼稚園条例（平成 18 年条例第 266 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年３月１６日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市立幼稚園条例の一部を改正する条例

都城市立幼稚園条例（平成18年条例第266号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書を削る。

第６条及び第７条を次のように改める。

（保育料）

第６条　幼稚園に入園中の幼児の支給認定保護者又は扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。

２　前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第３項第１号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

３　月の中途において入園、休園又は退園する場合の保育料の額は、１月分を徴収する。

（預かり保育）

第７条　市長は、預かり保育（入園する幼児が幼稚園教育要領（平成20年文告第26号）に基づく教育課程に係る教育時間以外に受ける教育活動をいう。以下同じ。）を実施することができる。

２　市長は、前項の規定により預かり保育を実施したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、園児１人当たり１回につき当該各号に定める額を、支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する。ただし、１月当たりの預かり保育の料金（以下「預かり保育料」という。）を合算した額が2,000円を超えるときは、当該月の預かり保育料は、2,000円とする。

(1) 規則で定める幼稚園の休日以外の日　100円

(2) 規則で定める幼稚園の休日　200円

３　前項ただし書の規定にかかわらず、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める世帯に属する園児に係る１月当たりの預かり保育料を合算した額が1,000円を超えるときは、当該月の預かり保育料は、1,000円とする。

第９条を第13条とする。

第８条中「又はその保護者」を「若しくはその支給認定保護者又は扶養義務者」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の４条を加える。

（保育料等の納付期限）

第８条　保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次

の各号に掲げる保育料等の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に第３条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

(1) 保育料　毎月末日。ただし、12月にあっては25日とする。

(2) 預かり保育料　預かり保育実施月の翌月14日

（保育料等の納付期限の延長）

第９条　市長は、保育料等を納付すべき者が特別の事情により、保育料等を納付期限までに納付することが著しく困難であると認めるときは、１年以内の期間に限り当該保育料等の納付期限を延長することができる。

（保育料等の減免）

第１０条　市長は、保育料等を納付すべき者が次に掲げる事由により、保育料等を納付することが困難であると認めるときは、当該保育料等の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他やむを得ない理由により所得に著しい変動を生じたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（保育料等の還付）

第１１条　既に納付した保育料等は還付しない。ただし、市長が還付することを適当と認めた場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第６条及び第７条の規定は、平成27年度以後の年度分の保育料等について適用し、平成26年度以前までの年度分の保育料等については、なお従前の例による。